四産物

物方日記

一六〇六号

と一八六〇年(万延元)の元日から記載されていたはず

であるが、何らかの事情で翌年一月七日までの記事が脱

落している。なお、各文書の日付は「酉○月○日」と記

## 解題

定)の「産物方日記」だということが分かった。もとも この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は この文書は、表紙に千八百七号とあって、文書名は

は確かである。明記されているので、前記の「産物方日記」であること明記されているので、前記の「産物方日記」であることとあり、また3の文書にも「辛酉十二月朔日」と干支が載されているが、53・54・55の文書に「文久元年酉七月」

方日記」が含まれていたことが分かる。前記の『旧琉球藩評定所書類目録』の中に左記の「唐物「産物方」は、もともと「唐物方」と呼ばれていた。

- 一〇四七号(一八一八~一九年)
- 一○七九号(一八二二~二三年)一○六八号(一八一五~二一年)
- 〇九五号 (一八二四~二五年)
- 一七二号(一八三二~三三年)
- 一九〇号(一八三四~三五年)
- 二八〇号(一八四〇~四一年)
- 二九四号(一八四二年)

らは関東大震災で焼失してしまったらしい。前記の目録 。 東京大学法学部に所蔵されていたが、残念ながらこれ

によれば、そのほかに左記の「産物方日記」が含まれて

いたことが分かる。

一〇一〇号(一八二六~二七年)

三八四号 (一八四六~四七)

四八三号 (一八四七~五二年)

四八四号(一八四七~五二年)

五〇七号 (一八五三年)

五二五号 (一八五四~五五年)

五六一号 (一八五六~五七年)

五九〇号 (一八五八~五九年)

六〇六号 (一八六〇~六一年)

六二三号 (一八六二~六三年)

六八七号 (一八六八~六九年)

年間を除き、一八四六年から一八六九年までの間におけ かく「産物方日記」は、一八六四年から六七年までの四 |産物方日記||と記載されているのは解せないが、とも 右の一〇一〇号が、目録には「唐物方日記」ではなく

る「産物方」に関する一連の文書をまとめたものである。

たい。

四号・一六〇六号・一六八七号の三号だけである。一四 右の「産物方日記」のうち現在残っているのは、一四八 号・一六八七号は警察庁旧蔵(現在、国立公文書館所蔵) 八四号は東京大学法学部所蔵のものであるが、一六〇六

所文書』第二巻所収の一三八四号の解題の中で、また豊

の文書である。

説」の中で「産物方」について、一八二〇年代以来の経 要と思われる事項に関して略述して責めを塞ぐことにし 緯等を明らかにしている。「産物方」の組織形態及び役 物方日記」が収録されており、小野まさ子氏がその 世那覇関係資料(古文書編)の中に、一八五〇年の「産 それを設置した目的と機構及び組織形態等についてくわ 見山和行氏が同十六巻所収の一六八七号の解題の中で、 ことにして、ここでは一六○六号の各文書の中で特に重 人の配置等については、右の解題・解説を御覧いただく しく述べている。また、『那覇市史』資料編第一巻九近 「産物方」については、高良倉吉氏が『琉球王国評定 延期してほしいと願い出ている。

近期してほしいと願い出ている。

延期してほしいと願い出ている。

延期してほしいと願い出ている。

延期してほしいと願い出ている。

延期してほしいと願い出ている。

延期してほしいと願い出ている。

延期してほしたが、なにしろ量が多く、直ちに代銭を支払うことはできないので、支払いの期限を六月までを支払うことはできないので、支払いの期限を六月まで延期してほしいと願い出ている。

の代銭のうち丁銭三千貫の延納を願い出ていたことが分によれば、船頭他接貢船定加子・佐事ら十四人は、昆布銭一万貫文の延納を願い出ている。また、22の「口上覚」金・才府らは、同年六月に産物方に昆布の代銭のうち丁

21-1

21-2 · 34 · 42-1 · 42-2 · 52 · 55 / 12, \tag{55}

いずれも昆布に関す

52の「御請証文」によって、前記43の「口上覚」の中にあった脇筆者・大筆者・官舎・才府らの願いが容れられて、翌七月に証文を差し出したこと分かる。また、55にあった脇筆者・大筆者・官舎・才府らの願いが容れられて、翌七月に証文を差し出したこと分かる。また、55にあった。前記42の「口上覚」の中に出ていた船頭は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二千貫文、佐事七人(八人の誤りか)で七百は、船頭が二十貫文、佐事七人(八人の誤りかる。

にいえば、 銭は小唐船で持ち帰った品物の代銭の約四九・五パーセ る品)は丁銭九二四五貫五五三文分、「御商法方」(主と ち帰った「御内用方」(首里王府の内部で必要としてい して鹿児島で売り捌かれる品)は丁銭三万二九八五貫五 |六文分であった。銭高で単純に比較すれば、昆布の代 50の「覚」によれば、同年の夏に小唐船で持

ントであった。

銭を願い出たものである。 七月に差し出したものである。 容れられて七月に差し出したものである。 53の「証文」 うために融通していただきたい」と、丁銭四千貫文の借 借り入れることも出来ないので、例年通りの注文品を買 主・大五主らが同年六月に、「このごろは銭が払底して 産物方に差し出した借銭願いとその証文である。48の 「口上覚」は、四方目・三方目・南風千子・時・脇五 48・53・54の各文書は、同年秋の接貢船の乗組員らが 86の「口上覚」(「乍恐奉願候口上覚」) いつ願い出たかは確認することができないが、同年 54の「証文」は、その願いが は、一八五六

として興味深いものがある。

(仲地

哲夫)

年の小唐船の船頭が、薩摩の山田市左衛門から丁銭千貫 条件がいくつも重なって、丁銭五百貫文の返済が滞って 文を借りて中国に渡ったが、帰帆の途中で遭難したり、 八五八年の渡唐の際は取り引きで損失を被るなど、悪

いたことを示している。

ないが、 潤とて一切これなく」という始末であったことが分かる。 借銭の延納願いであるから、多少の誇張はないとはいえ の商人に足元を見られて買いたたかれ、けっきょく「利 た。短期間で売り払わなくてはならなかったので、中国 での買値よりも安い値段で売り払わなくてはならなかっ 不安から取り引きに応ずる者が少なく、したがって那覇 中国各地で「兵乱」が続いていたので、商人らも先行き の他の商品の値段が下がってしまったという。おまけに 人が中国市場に品物を大量に持ち込んだために、昆布そ 右の「口上覚」によれば、一八五八年当時、オランダ 一八五〇年代後半の中国貿易の事情を示すもの